

防衛省訓令第28号

陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶の定係港を定める訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶の定係港を定める訓令

第1条 海上自衛隊の船舶の定係港は、当該船舶の籍が置かれている地方総監部又は地区総監部の所在地の港とする。ただし、別表の左欄に掲げる部隊又は機関に配属されている船舶の定係港は、同表の右欄に掲げる港とする。

2 陸上自衛隊の船舶の定係港は、呉港とする。

第2条 船舶の籍又は配属が変更したことにより、定係港が変更する場合には、新たに定係港となるべき港に初めて入港した日をもって、当該船舶の定係港が変更されたものとする。

第3条 第1条に規定する港（別表備考欄の港を除く。）

の区域は、港則法施行令（昭和40年政令第219剛）
別表第1に定める港の区域とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 海上自衛隊の使用する船舶の定係港を定める訓令（
昭和30年海上自衛隊訓令第3号）は、廃止する。

別表（第1条関係）

部 隊 又 は 機 関	定 係 港
第24航空隊	徳島小松島港
鹿屋航空基地隊	鹿屋港
館山航空基地隊	館山港
大村航空基地隊	大村港
岩国航空基地隊	岩国港
小月航空基地隊	小月泊地
阪神基地隊（由良基地分遣隊を除く。）	阪神港
下関基地隊	吉見泊地
沖縄基地隊	金武中城港
函館基地隊（余市防備隊及び大湊水中処分隊を除く。）	函館港
対馬防備隊（壱岐警備所を除く。）	竹敷泊地
余市防備隊	余市港
父島基地分遣隊	二見泊地
由良基地分遣隊	由良港
佐伯基地分遣隊	佐伯港
奄美基地分遣隊	古仁屋港
壱岐警備所	勝本港
鹿児島音響測定所	鹿屋港
海上自衛隊第1術科学校	江田内及び小用港
備 考 小月泊地、吉見泊地、竹敷泊地、二見泊地、江田内及び小用港における港の区域は、それぞれ次のとおりとする。 1 小月泊地 小月飛行場燈台を中心として3,000メートルの半径を有する円内の海面 2 吉見泊地 網代鼻、鴨島西端及び新免川左端を結んだ線以東の陸岸との間に囲まれた海面 3 竹敷泊地 塔ノ埼、鹿ヶ埼及び苗字埼を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面 4 二見泊地 船見山山頂、烏帽子岩の西端及び野羊山山頂を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面 5 江田内 津久茂山山頂から250度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 6 小用港 鳥の頸突端から真西に1,500メートルの点を中心として、半径2,000メートルの円及び陸岸により囲まれた海面	